令和5年3月2日提出

今治市議会定例会(第2回)議案

今治市議会定例会(第2回)議案目次

議 案	件名	ページ
3	令和4年度 今治市一般会計補正予算(第8号)	別冊
4	令和4年度 今治市港湾事業特別会計補正予算(第1号)	II
5	令和4年度 今治市小規模下水道特別会計補正予算(第2号)	"
6	令和4年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	"
7	令和4年度 今治市介護保険特別会計補正予算(第2号)	"
8	今治市行政組織条例の一部を改正する条例制定について	1

今治市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理由」

行政組織を改正しようとするもの。

_	2	_
	4	

今治市行政組織条例の一部を改正する条例

今治市行政組織条例(平成17年今治市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の 1号を加える。

(3) 地域振興部

第2条総合政策部の分掌事務第2号中「地域振興」を「まちなか再生」に改め、同分掌事務中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を削り、第9号を第10号とし、第5号の次に次の4号を加える。

- (6) 観光に関すること。
- (7) 自転車施策に関すること。
- (8) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)。
- (9) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)。

第2条総合政策部の分掌事務の次に次の分掌事務を加える。

地域振興部

- (1) 防災対策及び危機管理に関すること。
- (2) 住民生活の安全安心に関すること。
- (3) 交通安全に関すること。
- (4) 地域振興に関すること。
- (5) 交通対策に関すること。
- (6) 移住定住に関すること。
- (7) 合併20周年記念事業に関すること。

第2条市民環境部の分掌事務第1号中「安全安心及び」を削り、同分掌事務中第2号を削り、 第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条産業部の分掌事務中第2 号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号及び第9号 を削り、第10号を第7号とする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

今治市行政組織条例改正条項新旧対照表

新	旧
(部の設置)	(部の設置)
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第
158条第1項の規定に基づき、市長の権限に	158条第1項の規定に基づき、市長の権限に
属する事務を分掌させるため、次の部を設け	属する事務を分掌させるため、次の部を設け
る。	る。
(1) ~ (2) 略	(1) ~ (2) 略
(3) 地域振興部	
<u>(4)</u> ~ <u>(9)</u> 略	<u>(3)</u> ∼ <u>(8)</u> 略
(分掌事務)	(分掌事務)
第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむ	第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむ
ね次のとおりとする。	ね次のとおりとする。
総合政策部	総合政策部
(1) 略	(1) 略
(2) <u>まちなか再生</u> に関すること。	(2) <u>地域振興</u> に関すること。
	(3) 交通対策に関すること。
<u>(3)</u> ~ <u>(4)</u> 略	<u>(4)</u> ∼ <u>(5)</u> 略
	(6) 防災対策及び危機管理に関するこ
	<u> と。</u>
<u>(5)</u> 略	<u>(7)</u> 略
	(8) 移住定住に関すること。
(6) 観光に関すること。	
(7) 自転車施策に関すること。	
(8) スポーツに関すること(学校におけ	
る体育に関することを除く。)。	
(9) 文化に関すること(文化財の保護に	
関することを除く。)。	

<u>(10)</u> 略	<u>(9)</u> 略
地域振興部	
(1) 防災対策及び危機管理に関するこ	
<u>と。</u>	
(2) 住民生活の安全安心に関すること。	
(3) 交通安全に関すること。	
(4) 地域振興に関すること。	
(5) 交通対策に関すること。	
(6) 移住定住に関すること。	
(7) 合併20周年記念事業に関すること。	
市民環境部	市民環境部
(1) 住民生活の向上に関	(1) 住民生活の <u>安全安心及び</u> 向上に関
すること。	すること。
	<u>(2)</u> 交通安全に関すること。
<u>(2)</u> ~ <u>(8)</u> 略	<u>(3)</u> ~ <u>(9)</u> 略
産業部	産業部
(1) 略	(1) 略
	(2) 観光に関すること。
<u>(2)</u> ~ <u>(6)</u> 略	<u>(3)</u> ~ <u>(7)</u> 略
	(8) スポーツに関すること(学校におけ
	<u>る体育に関することを除く。)。</u>
	(9) 文化に関すること(文化財の保護に
	関することを除く。)。
<u>(7)</u> 略	<u>(10)</u> 略